

国不建推第39号  
令和7年9月19日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長  
(公印省略)

### 建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について

昨今、建設工事の請負契約の当事者間で代金支払いに係る紛争が生じ、その相談が各都道府県及び地方整備局等の建設業許可部局へ寄せられるなど、建設業法（以下、「同法」という。）の遵守徹底に疑念を招くような事案が発生している。

同法第19条では、建設工事の請負契約の当事者は、当初及び変更契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、相互に交付すべきことを規定しているが、前述のような請負契約の支払いを巡る紛争については、同条の遵守が徹底されていないことがその一因と考えられる。

契約内容が書面化されていない場合、内容が不明確、不正確となり、後日紛争の原因ともなるため、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要である。

これまでも、請負契約の適正化について、元請下請間の取引の適正化を図るため、「建設業法令遵守ガイドライン（第十一版）」の策定や「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和七年八月一日付け国不建推第十九号・国不建振第八十七号・国官参建第四十二号国土交通省不動産・建設経済局長通知）等の通知の発出等を通じて周知しているところであるが、改めて当初及び変更契約の書面化など建設工事の請負契約に関する法令遵守を徹底されたい。

については、貴団体においては、同法の目的である建設工事の請負契約の適正化を踏まえ、不平等な契約関係のは正、特に下請負人を保護するためにも、貴会傘下の事業者に対し、請負契約内容の書面化をはじめとする、同法の各種規定の徹底に万全を期すよう、周知徹底を図り、これらの徹底に向けて適切な指導に努められたい。

なお、同様の内容について、各都道府県及び地方整備局等の建設業許可部局あてにも周知しており、参考までに送付する。